

## 福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づき事業を行う協議会等（間接交付事業者を含む。以下「交付事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、交付事業者等が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該交付事業者等に対して交付するものとする。

ただし、福島県農林事務所（以下「農林事務所」という。）の域を越えない交付事業者等（市町村を除く。）が同表に掲げる事業を行う場合に、市町村が交付するときの当該交付に要する経費については、市町村に対して交付するものとする。

2 交付金の額は、交付事業ごとに同表に掲げる交付率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式並びに消費税及び地方消費税仕入れ控除税額等の減額申請等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 交付事業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 国から付された交付金交付の条件を遵守するために必要な事項。

(2) 事業実施主体に対し、交付金を交付するときは、交付事業者等は規則第18条の規定に準じた規定を設けること。

(3) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分することを承認する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

3 交付事業者等は、事業実施主体に対し、交付事業の完了後においても、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るよう指導するものとする。

(変更等の承認申請)

第5条 交付事業者等は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金変更承認申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により、交付金の交付をすることができる。

2 交付事業者等は、前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第8条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書(第4号様式)により、交付金の交付決定のあった年度の12月31日現在の状況について、当該年度の1月15日まで知事に提出するものとする。

2 前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、知事は交付事業者等に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

3 交付事業者等は、当該事業が完了したときには、すみやかに福島県鳥獣被害防止総合対策交付金完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書(第1号様式)により、事業完了の日(事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 交付事業者等は、前項の実績報告を行うにあたり、交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 交付事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入れに係る消費税等相当額報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告において消費税等相当額があった場合には、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(交付金の交付請求)

第10条 交付金交付の決定の通知を受けた交付事業者等は、交付事業が完了した場合は、すみやかに福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

ただし、交付金の全額が概算払された場合は、この限りでない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第2号

及び第3号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）による。）ものとする。（ただし、1件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）

（会計帳簿等の整備等）

第12条 交付金の交付を受けた交付事業者等は、地方公共団体の場合にあつては、当該交付事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書（第8号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあつては、当該交付事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

2 交付事業者等は交付事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第9号様式）を前条第1項に規定する期間内備えておかなければならない。

（権限の委任）

第13条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、所轄の農林事務所の長に委任する。

ただし、所轄の農林事務所の域を越える広域的な団体が事業実施主体である場合を除くものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の交付金から適用する。
- 2 この改正は、平成23年4月1日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 3 この改正は、平成24年4月6日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 4 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 5 この改正は、平成26年2月6日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 6 この改正は、平成26年4月1日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 7 この改正は、平成27年4月9日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 8 この改正は、平成28年2月18日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 9 この改正は、平成28年4月22日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 10 この改正は、平成29年4月7日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 11 この改正は、平成30年4月11日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 12 この改正は、平成31年4月1日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 13 この改正は、令和2年4月1日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 14 この改正は、令和3年4月1日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 15 この改正は、令和3年6月3日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。
- 16 この改正は、令和4年4月1日から施行する。改正前の本要綱に基づき実施した事業

に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

別表（第2条、第4条関係）

主務課 事業 [事項（事業）]	小事業	区分	経費	交付率	重要な変更	
					経費の配 分の変更	事業の内 容の変更
環境保全 農業課  鳥獣害 対策費  (鳥獣害 対策事業)	鳥獣被害 防止総合 対策事業	1 農山漁 村活性化 対策推進 交付金  (1) 鳥獣 被害防止 総合対策 推進交付 金	1 事業費 協議会（鳥獣被害防止総合対 策交付金実施要領の別記1の第 1の3で定める協議会）が鳥獣 被害防止総合対策交付金交付等 要綱に基づいて行う事業に要す る次に掲げる経費 (1)鳥獣被害防止総合支援事業 ア 被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策 ⑥クマ複合対策 ⑦他地域人材活用 ⑧ICT等新技術の活用 イ 実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 ウ ICT等新技術実証 エ 農業者団体等民間団体被害 防止活動 オ 鳥獣被害対策実施隊体制強 化 カ 捕獲サポート体制の構築 キ 重点捕獲対策強化 ク ICTの活用による情報管理 の効率化 ケ 放射性物質影響地域のジビ エ利活用推進 (2)鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業	[事業費] 定額 (定額、 1/2以内)	1 区分の 欄の掲げ る1及び2 の経費の 相互間 における増 減  2 経費の 欄に掲げ る1の(1) 及び(2)の 経費の相 互間にお ける増減	1 事業の 新設又は 廃止  2 事業実 施主体の 変更  3 事業期 間の延長  4 鳥獣被 害防止施 設等の設 置場所の 新設、変更
		2 農山漁 村活性化 対策整備 交付金  (1) 鳥獣 被害防止 総合対策 整備交付	1 事業費 協議会（鳥獣被害防止総合対 策交付金実施要領の別記1の第 1の3で定める協議会）又はそ の構成員（試験研究機関を除 く。）であって、かつ、代表者 の定め並びに事業実施及び会計 手続きを適正に行う体制を有し ているものが、鳥獣被害防止総	[事業費] 定額 (定額、 2/3、 5.5/10、 1/2以内)  [市町村 附帯事務		

		金	合対策交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)鳥獣被害防止総合支援事業 ①鳥獣被害防止施設 ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案 (2)鳥獣被害防止施設整備促進支援事業	費] 定額 (1/2 以内)		
--	--	---	--	----------------------	--	--

環境保全 農業課  鳥獣害 対策費 (鳥獣被害対策強化事業)	イノシシ 等有害捕 獲促進事 業	イノシシ 等有害捕 獲促進交 付金	1 事業費 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記5の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する協議会(鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記1の第1の3で定める協議会)又はその構成員である市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記5に準じて行うイノシシ、ニホンジカの有害捕獲に要する経費(鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記5第2の2の(1)のA有害捕獲に係る捕獲活動経費に限る) (1)イノシシ等有害捕獲	[事業費] 定額 イノシシ、ニホンジカ成獣1頭当たり8千円以内、イノシシ、ニホンジカ幼獣1頭当たり1千円以内	1 経費の欄に掲げる1、2(1)及び(2)の経費の相互間の増減 2 経費の欄に掲げる2(2)の①及び②の経費の相互間における増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業期間の延長 4 新技術の実施内容の変更 5 鳥獣被害防止施設等の設置場所の新設、変更 6 生息環境管理の実施場所の新設、変更
			2 事業費 鳥獣被害対策市町村専門職員(鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業以外で雇用する専門職員を含む)等が所属する協議会(鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記1の第1の3で定める協議会)又はその構成員(試験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているものが、1 (1)イノシシ等有害捕獲と併せて、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱別表の区分・事業の種類欄1の(1)における経費・事業内容の欄1の(1)、区分・事業の種類欄2の(1)における経費・	[事業費] 定額 ただし、鳥獣被害防止施設の設置は直営施工とする。 ①鳥獣被害防止施設の上限単価については、国要綱別表交付率の欄によるものとするが、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超える事業については福島		

		<p>事業の内容の欄の(1)の④または⑧に準じて行う次に掲げる経費。</p> <p>ただし、鳥獣被害防止総合対策事業による交付対象とする経費を除く。</p> <p>(1) 新技術を活用したイノシシ等有害捕獲促進事業</p> <p>(2) イノシシ等被害防止施設等整備</p> <p>①鳥獣被害防止施設</p> <p>②生息環境管理</p>	<p>県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領第2の5によるものとする。</p>	
--	--	---	--	--

注) 「区分」欄の1、2は国の交付金名を、(1)は国の政策目的名を表す。